平成２９年（フ）第１３８号
岡山県倉敷市連島２丁目１番17号
債務者　瀬戸　明子
1　決定年月日時　平成29年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　孝文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２４６６号
大阪市西区九条２丁目15番６号　ブリューデル九条　303
債務者　多治川孝司
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武井　祐生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月６日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２９号
埼玉県比企郡小川町大字青山911番地　金子方、旧住所埼玉県東松山市神明町１丁目16番13号　神明ハイツ202
債務者　山川　直生
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　純二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月８日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第７１５号
兵庫県宝塚市すみれガ丘１丁目７番１―205号
債務者　井原　　**隆**
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松山　和徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３９８号
仙台市青葉区中山８丁目10番23号
債務者　佐々木貴子（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　初江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月１日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５７３号
仙台市青葉区荒巻字青葉519番地の1474　コリーヌＡ202
債務者　佐藤　仁幸
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　敬文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５７９号
宮城県宮城郡利府町神谷沢字金沢72番地189　コーポ神谷沢102号
債務者　佐藤三千男
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇部　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６０７号
仙台市青葉区木町通２丁目４番31号　リバーシティー木町204
債務者　神成　貴子
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木悠輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月27日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６３６号
神戸市長田区大谷町３丁目14番53―105号
債務者　可藤　丈児
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八隅美佐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月15日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８号
宮城県柴田郡柴田町東船迫２丁目８番地11　カーサ・フィオーレⅡ103号
債務者　齋藤　幸裕
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙城　晶紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月29日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第１５１号
徳島県鳴門市大麻町板東字西平草64番地
債務者　岡田　淳子
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木亜佐美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
徳島地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第４７４号
北九州市小倉南区北方１丁目11番26―206号
債務者　山岡　彰光
1　決定年月日時　平成29年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４７７号
北九州市小倉北区足立１丁目９番39―301号
債務者　橋詰　栄子
1　決定年月日時　平成29年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４０号
山口県下松市桜町３丁目５番５―10号
債務者　中谷　勝正
1　決定年月日時　平成29年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第３９５号
埼玉県飯能市大字矢颪125番地１　リバーサイド中村204、前住所埼玉県入間市向陽台１丁目１番地17　駅前プラザ12―103
債務者　高石　雅樹
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４０４号
埼玉県富士見市渡戸３丁目14番６号
債務者　内藤　朱美
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４４１号
埼玉県所沢市若狭４丁目2483番地の４　ラ・フォーレ狭山ヶ丘２―103
債務者　足立　貴国
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部